

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの基準の条例改正について

【改正する条例】

- ア 江別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- イ 江別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

【改正理由】

令和6年度介護報酬改定に合わせて、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの事業に関する国の基準省令が一部改正され、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化などが行われたことから、これらを踏まえて関係する条例について所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- 1 掲示に関する事項
 - ・書面に加え、インターネットを利用した掲示
- 2 管理者に関する事項
 - ・事業所管理者の兼務範囲の緩和
- 3 内容及び手続の説明に関する事項
 - ・媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に整理
- 4 具体的取扱方針に関する事項
 - ・身体的拘束等の適正化の推進
 - ・身体的拘束等の適正化の対策を検討する委員会の開催
- 5 介護現場の生産性の向上等に関する事項
 - ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
- 6 協力医療機関等に関する事項
 - ・協力医療機関との連携体制の構築
- 7 従業者の員数に関する事項
 - ・配置基準の緩和及び変更
- 8 緊急時等の対応に関する事項
 - ・協力医療機関との連携による緊急時の対応方法の充実（アのみ）
- 9 勤務体制の確保等
 - ・研修体制の強化（アのみ）

【施行期日】

令和6年4月1日（基準省令の附則に対応し、一部の規定は経過措置を設ける。）